

農地貸借円滑化事業（継続）

【平成20年度概算決定額：130,000（242,500）千円】

対策のポイント

農地を面的にまとまった形で集積しやすい貸借を推進するため、農地保有合理化事業を活用して円滑に農地貸借ができるよう支援します。

（全国農地保有合理化協会とは）

- ・ 担い手の農業経営の規模の拡大、農地の集団化等を支援するため、農地保有合理化事業を実施する県公社等を社員として昭和46年に設立された社団法人です。また、平成7年4月からは、農業経営基盤強化促進法第11条の3に基づき、農地保有合理化法人に対する債務保証、資金貸付、助成、農地保有合理化事業の啓発普及等を行っています。

（小作料とは）

- ・ 小作料とは、耕作を目的に利用権や賃借権等が設定された農地の地代又は借賃です。

政策目標

	担い手が経営する農地面積割合	
〈平成17年〉	→	〈農業構造の展望（平成27年）〉
約4割		7～8割程度

<内容>

小作料の下落局面において、農地保有合理化法人が小作料を一括前払することにより、貸借による農地の面的集積を推進します。その際、農地保有合理化法人が一括前払した小作料と担い手から徴収する小作料との差額を全国農地保有合理化協会が支援します。

【補助率：定 額】

【事業実施主体：（社）全国農地保有合理化協会】

【事業実施期間：平成19年度～平成23年度】

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2144（直））]